

## 改正個人情報保護法に基づく権限の委任について

改正個人情報保護法においては、個人情報保護委員会が個人情報取扱事業者等を監督するに当たり、各省庁が所管する事業分野に関する専門的知見や、所管する事業分野の事業者を監督するために有している体制を有効に活用することは、個人情報の適正な取扱いを確保するためにも有益と考えられたことから、個人情報保護委員会は、政令で定める一定の事情がある場合、同法第 40 条第 1 項の規定による権限（報告徴収及び立入検査の権限）を事業所管大臣に委任することができる（同法第 44 条第 1 項）。

改正個人情報保護法施行令においては、権限の委任が可能となる事情は、①緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること、又は②効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があることのいずれかに該当する事情とされ（同令第 12 条）、また、個人情報保護委員会が権限を委任する場合には、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間について、あらかじめ事業所管大臣に協議しなければならないとされている（同令第 13 条第 2 項）。

上記の権限の委任に関する規定の趣旨及び各事業所管大臣の体制等を踏まえ、改正個人情報保護法の施行の時点において、別紙に掲げる業種及び府省庁について、同法に基づく権限の委任を行う方向で、改正個人情報保護法施行令に基づく手続に係る準備等を進めることとする。

なお、改正個人情報保護法において、権限の委任を受けた事業所管大臣は、当該権限を行使した際にはその結果について個人情報保護委員会に報告するものとされ（同法第 44 条第 2 項）、また、各行政機関の長は「相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない」（同法第 80 条）とされているところであり、個人情報保護委員会と事業所管大臣の間での漏えい等事案や権限行使に係る情報共有等について連携していくこととする。

<参照条文>

○個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

（報告及び立入検査）

第四十条 個人情報保護委員会は、前二節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に対し、個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（略）

（権限の委任）

第四十四条 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について個人情報保護委員会に報告するものとする。

（略）

（連絡及び協力）

第八十条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係る行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。）の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

○個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）

（法第四十四条第一項の政令で定める事情）

第十二条 法第四十四条第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

一 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。

二 前号のほか、効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

（事業所管大臣への権限の委任）

第十三条 個人情報保護委員会は、法第四十四条第一項の規定により、法第四十条第一項の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定により委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

（略）

(別紙)

## 改正個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種及び府省庁(案)

分類	業種	府省庁
金融関連	金融庁所管業者(※1)	金融庁
	債権管理回収業	法務省
	農業協同組合等(※2) 漁業協同組合等(※3) 農林中央金庫、都道府県農業信用協同組合連合会、J A バ ンク支援協会	農林水産省
	包括信用購入あっせん業、個別信用購入あっせん業 信用保証協会 前払式割賦販売業、前払式特定取引業	経済産業省
	商品先物取引業、商品先物取引仲介業	農林水産省 経済産業省
	株式会社地域経済活性化支援機構	内閣府等 (※4)
	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	復興庁等 (※5)
	株式会社商工組合中央金庫	財務省 経済産業省
	株式会社日本政策投資銀行、生命保険契約者保護機構、損 害保険契約者保護機構、日本投資者保護基金、銀行等保有 株式取得機構	財務省
情報通信関連	電気通信業、放送業、郵便事業、信書便事業	総務省
司法・警察等	犯罪被害者等早期援助団体 暴力追放運動推進センター	国家公安 委員会
	警察共済組合	警察庁
	公証業務 更生保護事業	法務省
不動産関連	不動産業(※6)、不動産特定共同事業、不動産鑑定業 建設業、測量業	国土交通省

(※1) 一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置して事業を営む貸金業者、平成17年改正保険業法の公布の際に特定保険業を行っていた民法第34条の規定により設立された法人のうち新法人への移行登記をした前日に都道府県知事の監督に服していた認可特定保険業者、都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合連合会・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会及び都道府県の区域を越えない区域を地区とする農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合を除く。なお、表中の他の「業種」欄に金融庁が共管となっている業種が記載されている箇所があるが、それらの「府省庁」欄並びに下記の※4及び※5に重ねて金融庁とは付記していない。

(※2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農業信用基金協会を指す。ただし、都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合連合会及び都道府県の区域を越えない区域を地区とする農業協同組合を除く。

(※3) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、J F マリンバンク支援協会及び漁業信用基金協会を指す。ただし、①組合員又は会員に出資をさせるものに関し、②都道府県の区域未満の区域を地区とする漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会・共済水産業協同組合連合会及び都道府県の区域を越えない区域を地区とする漁業協同組合・水産加工業協同組合を除く。

(※4) 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省及び経済産業省を指す。

(※5) 復興庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省を指す。

(※6) 不動産取引業、マンション管理業及び賃貸住宅管理業を指す。